令和６年6月24日（月） 令和６年度 第１回 大阪府土砂災害対策審議会	資料４

「防ぐ施策」の進め方

大阪府　都市整備部
河川室　河川環境課

「防ぐ施策」の課題と今後の進め方（案）

- 「災害発生の危険度」「災害発生時の影響」のそれぞれの評価結果をもとに優先順位をつけて、最優先であるAランク箇所から施設整備を進めてきた。残るAランク箇所の整理を行うとともに、近年の災害等を踏まえ、評価手法の見直しを検討。
- まちづくりと連携した土砂災害対策や、近年、全国で大規模な被害が発生している土砂・洪水氾濫対策について、流域治水の考え方を踏まえ、「今後の土砂災害対策の進め方」へ反映していく。

取　組		施　策	課題等	今後の進め方（案）
防ぐ	土石流対策	「災害発生の危険度」「災害発生時の影響」の評価をもとに施設整備を実施	・社会情勢に即した優先順位の考え方	・近年の災害事例等を踏まえた重点化指標の見直し
	急傾斜地崩壊対策			
	まちづくりと連携した土砂災害対策	土砂災害警戒区域等の居住誘導区域からの除外	・居住誘導区域内に点在する土砂災害警戒区域等による、まちづくりへの弊害	・防災まちづくりを考慮した土砂災害対策の重点化
	土砂・洪水氾濫対策	土砂・洪水氾濫対策の検討	・土砂・洪水氾濫対策の実施方針	・発生するおそれのある流域や流域治水砂防の考え方を踏まえた施設整備の優先順位の検討

令和５年度　第１回大阪府土砂災害対策審議会　資料より

防ぐ施策
重点化評価の検証

重点化評価に基づく施設整備

- 土石流対策については、重点化評価に基づき、最優先で対策が必要なAランク渓流から施設整備を進めてきたが、今後の見通しがたったことから、優先度の高いBランク渓流の着手に向けた準備を進めていく。
- 急傾斜地崩壊対策については、地元から対策要望があり、最優先で対策が必要なAランクかつ受益者負担金の同意を得られた箇所から施設整備を進めてきており、引き続き対策を行っていく。
- また、３巡目の基礎調査にあわせて、重点化指標の整理を行う。

◆土石流対策

土砂災害防止法に基づく基礎調査結果より、評価したAランク渓流
96渓流

Aランク渓流の主な特徴
土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設が存在

- 対策済　又は　対策中
  74渓流
- 未着手
  22渓流
  - 概ね５年以内に着手
    14渓流
  - 他事業による整備
    ２渓流
  - 事業反対など着手が困難
    ６渓流 → 引き続き、着手に向けた調整を実施

Bランク渓流の着手に向けた準備

Bランク渓流の主な特徴
土砂災害警戒区域内に国道や府道などの公共施設や多くの人家戸数が存在

検討事項

近年の社会情勢を踏まえた重点化評価の一部見直し ＋ ３巡目基礎調査でデータ整理

◆急傾斜地崩壊対策

土砂災害防止法に基づく基礎調査結果より、評価したAランク箇所
151箇所

- 対策済　又は　対策中
  9箇所
- 未着手
  142箇所 → 要望、要件を満たせば実施

土石流対策と同様、社会情勢を踏まえた重点化評価の一部見直しを行い、３巡目基礎調査でデータ整理を行う

近年の社会情勢を踏まえた重点化評価の一部見直し

- 平成29年九州北部豪雨や令和２年７月豪雨では、土砂災害等により道路が寸断され、孤立集落が発生している。また令和６年能登半島地震においても道路の寸断により、避難活動や救助活動に支障を及ぼした。
- 現在の重点化評価では、災害発生時の救助、応急対策時に必須となる「緊急交通路」や「緊急輸送道路」への影響について、評価がなされていないことから、評価に加えることを検討。

緊急交通路

公安委員会が指定する路線で、大災害発生時に、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、災害対策基本法第76条第1項に基づき一般車両の通行を禁止又は制限する路線。

緊急輸送道路

災害発生時に、被災者の避難及び救急活動人員や物資等の緊急輸送を円滑に行うための路線。防災会議の承認を得て市町村の地域防災計画に位置付け。

広域緊急交通路（府選定）
自動車専用道路　26路線　362km
一般道路　97路線　877.8km
地域緊急交通路（市町村選定）
緊急輸送道路（市町村選定）

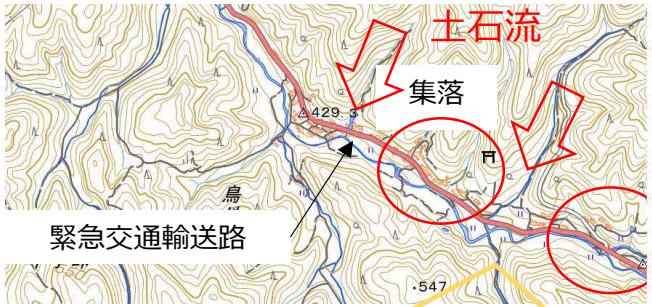

土砂災害により緊急交通輸送路が寸断されると、避難・救助活動に大きな支障

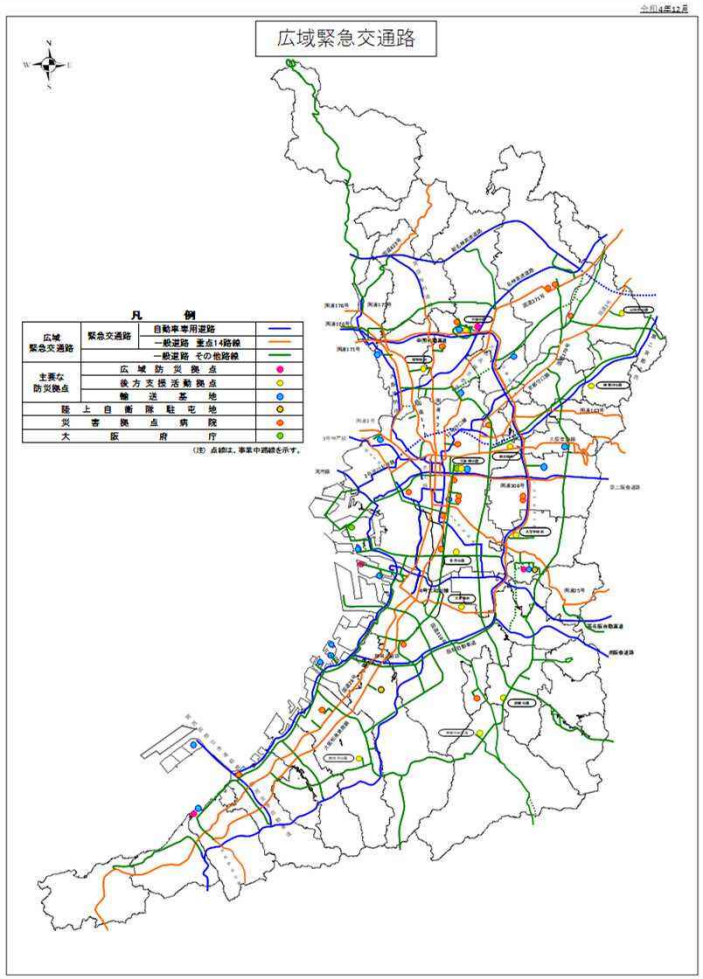

今後の取組み

災害時の影響を考慮し、重点化評価へ位置付け

大阪府における防災まちづくりと連携した土砂災害対策の検討

※令和５年度　第１回大阪府土砂災害対策審議会　資料より再掲

- 大阪府では、居住誘導区域から土砂災害警戒区域等を除外し、誘導施策を推進する一方、居住誘導区域内に災害ハザードエリアが点在する課題がある。

●居住誘導区域と土砂災害警戒区域等の関係性（参考例）

出典：河内長野市HP（かわちーず）

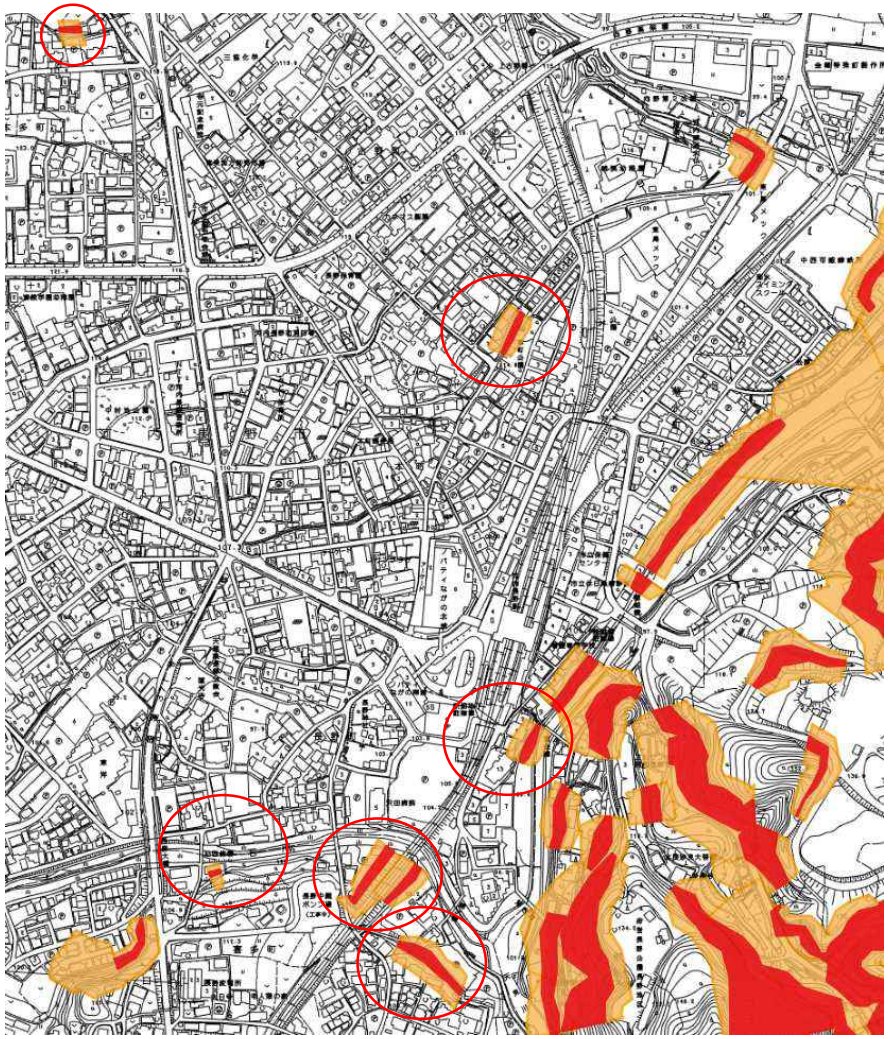

土砂災害警戒区域
土砂災害特別警戒区域

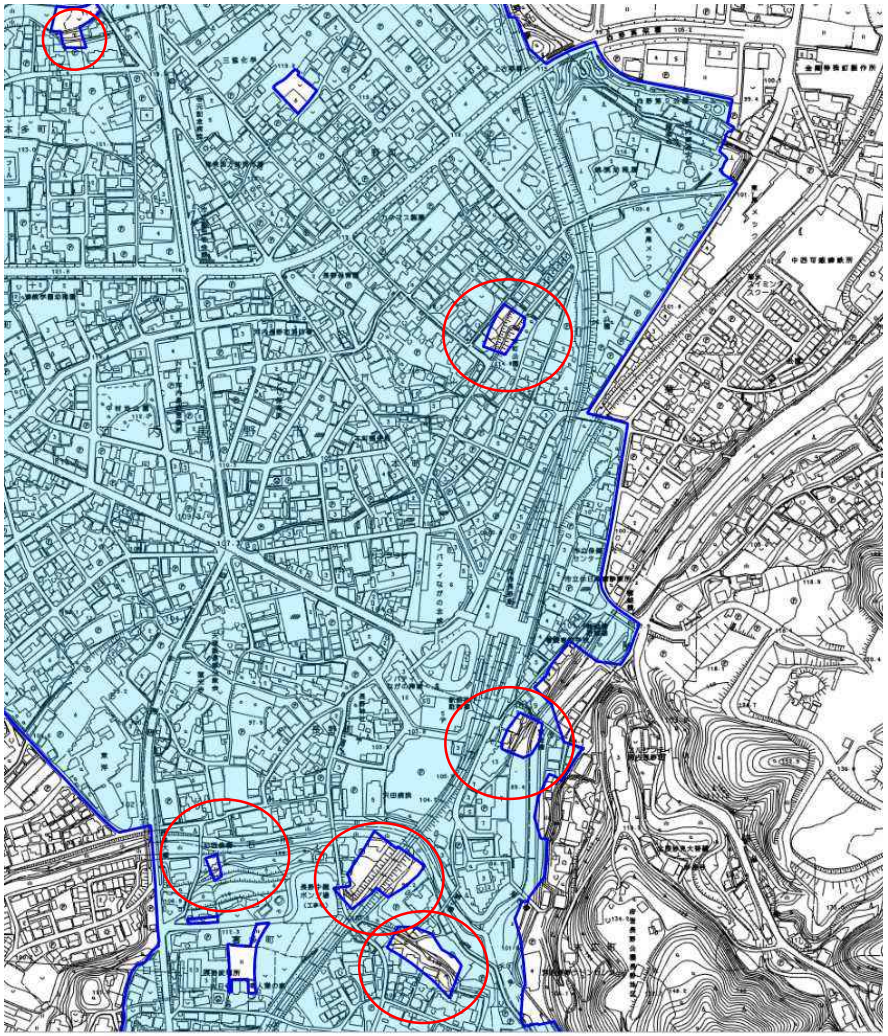

居住誘導区域

まちづくりと連携した土砂災害対策の重点化評価への反映

- 令和２年に都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画に居住エリアの安全性を強化する防災指針を策定することとされた。本制度にあわせ、令和３年度より居住誘導区域内などの土砂災害対策を行う、まちづくり連携砂防事業等が開始。
- 居住誘導区域内で行う土石流対策や急傾斜地崩壊対策事業については、事業の優先順位をあげ、まちづくりを支援。

■立地適正化計画

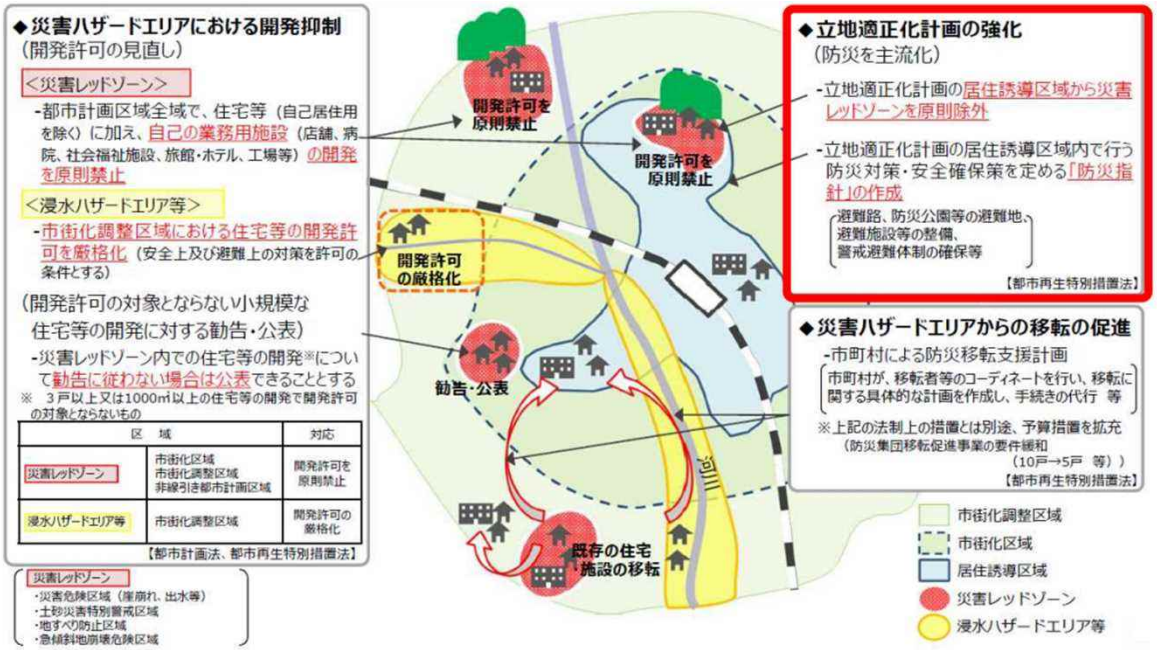

土砂災害警戒区域
土砂災害特別警戒区域

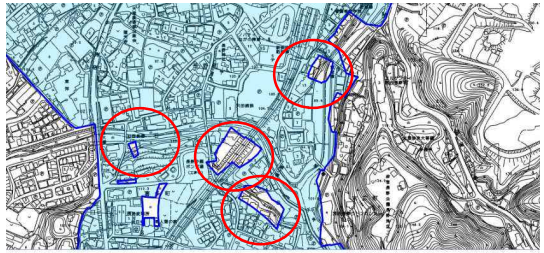

居住誘導区域

■まちづくり連携砂防等事業

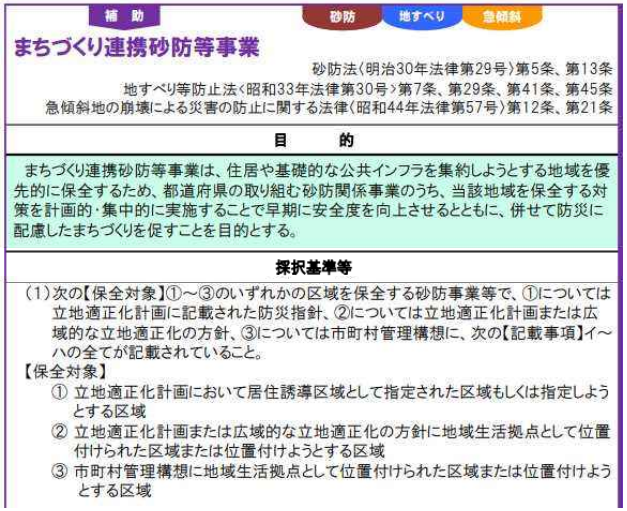

国の新たな補助事業が創設

居住誘導区域内に**点在するハザードエリアを解消**について、**まちづくりの計画に位置付け**られている地域

今後の取組み

重点化評価へ考慮

近年の社会情勢を踏まえた重点化評価の一部見直し（土石流対策）

- 「緊急交通路」や「緊急輸送道路」 については、避難路と同等の扱いとし、警戒区域内にある場合は災害発生時の影響評価を５点加点とする。
- 地区単位のハザードマップについては、整備が概ね完了（約98%）していることから、事業化の必須条件とし、避難訓練やタイムラインの取組み、及びまちづくり連携の砂防事業をランクアップ条件とする。

■土石流対策の重点化評価

③ 重点化の総合評価について

「災害発生の危険度」、「災害発生時の影響」のそれぞれの評価結果を基に、**表参２-3** のとおり、Ａ～Ｅランクに分類する。

事業の優先度は、Ａランクは、当面の重点箇所、Ｂランクは、次期対策候補箇所、Ｃ～Ｅランクは、当面ハード対策見送り箇所とする。

ただし、**表参 2-4** のように、~~地区単位のハザードマップ作成~~や避難訓練の実施等、地元の取組みを一定評価し、評価を１ランクアップとする。

まちづくり連携を追加

表参 2-3　施設整備箇所の評価

Ⅰ災害発生の危険度 ＼ Ⅱ災害発生時の影響	1	2	3	4	5
4	E	D	C	B	A
3	E	D	C	B	A
2	D	C	B	A	A
1	C	B	A	A	A

（Ⅰ災害発生の危険度：高→低、Ⅱ災害発生時の影響：低→高）

表参 2-4　地域での防災の取組

項　目	内　容
自助意識	地域で継続的に避難訓練を実施
	自主防災パトロールを実施
~~土砂災害防止法~~	~~区域指定済み~~
~~警戒避難体制~~	~~地区単位のハザードマップ作成済み~~

表参 2-1　【災害発生の危険度】評点一覧表

項　目	評価基準	評点
発生流域面積（渓床勾配15°地点より上流の流域面積）	５ｈａ以上	5
	３～５ｈａ未満	4
	３ｈａ未満	3
平均渓床勾配（土石流氾濫開始点）	１５°以上	5
	１０°～１５°	3
堆積土砂厚の平均（渓床勾配10°以上での各断面の最深堆積土砂厚）	２ｍ以上	5
	０．３～２．０ｍ未満	3
地質の状況（山腹斜面）	風化花崗岩（マサ）	3
	崩壊土層、火山岩、風化岩、破砕帯	2
	表土層が特に発達、第三紀・四紀層	1
地形の状況①（山腹斜面における常時湧水箇所の有無）	常時湧水がある	2
地形の状況②（1000 ㎡/1 か所以上の崩壊履歴）	大きな崩壊履歴がある	2
地形の状況③（亀裂）	新しい亀裂か滑落崖がある	3
地形の状況④（流水）	常時流水がある	1
地形の状況⑤（裸地の存在と流域面積率）	地被状況 10%以上	3
地形の状況⑥（谷出口の堆積状況）	有り	1

表参 2-2　【災害発生時の影響】評点一覧表

項　目	評価基準	評点
災害時要援護者施設（24 時間入居・入院）	24 時間施設である	3
災害時要援護者施設（施設別）	老人福祉施設、知的障害者施設、身体障害者施設、医療提供施設	2
	幼稚園、その他	1
災害時要援護者施設	特別警戒区域内	１５
	警戒区域	5
災害時要援護者施設（収容人数）	50 人以上	5
	10～50 人未満	3
	10 人未満	1
保全人家戸数（警戒区域内戸数）【特別警戒区域内に保全人家がある場合はワンランクアップ】	100 戸以上	10【10】
	70 戸～99 戸	8【10】
	40 戸～69 戸	6【 8】
	10 戸～39 戸	4【 6】
	10 戸未満	2【 4】
避難所（警戒区域内）	有り	5
避難路（警戒区域内）	有り	5
重要公共施設等（主要道路、鉄道、官公署、学校等）	２施設以上	5
	１施設	3

「緊急交通路」や「緊急輸送道路」を追加

4（高）　1（低）

4	１８点以上
3	１４～１７点
2	１０～１３点
1	９点未満

※但し、災害が発生すればランク４とする。

図参 2-3　災害発生の危険度区分

5（高）　1（低）

5	２５点以上
4	２０～２４点
3	１５～１９点
2	１０～１４点
1	９点未満

図参 2-4　災害発生時の影響区分

近年の社会情勢を踏まえた重点化評価の一部見直し（急傾斜地崩壊対策）

- 「緊急交通路」や「緊急輸送道路」 については、避難路と同等の扱いとし、警戒区域内にある場合は災害発生時の影響評価を５点加点とする。
- また、「大阪府急傾斜地崩壊防止工事に係る負担金の徴収に関する条例」が施行されたことから、受益者負担金の同意は必須事項とする。

■急傾斜地崩壊対策の重点化評価

③ 重点化の総合評価について

「災害発生の危険度」、「災害発生時の影響」のそれぞれの評価結果を基に、**表参 2-7** のとおり、A～Cランクに分類し、Aランクを当面の重点箇所とする。

ただし、地元からの対策要望、急傾斜地崩壊危険区域の指定同意、地元等による日常の維持管理協力及び地区単位ハザードマップ作成や避難訓練の実施等のソフト対策の取組については、前提条件とする。

さらに、土砂災害対策事業や市町村事業を組み合わせて、ハード・ソフトの両面から総合的な防災対策の計画を策定し、地域の活性化を図るまちづくりを推進する地域については、評価をワンランクアップするものとする。

前提条件：受益者負担金の同意

立地適正化計画に基づくものであればAランクとする

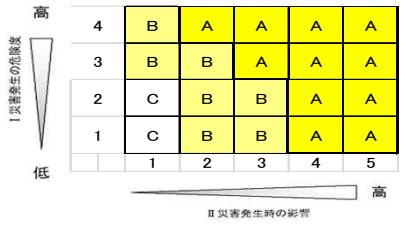

表参 2-5　【災害発生の危険度】評点一覧表

項　　目	評価基準	評点
斜面の傾斜度	５０度以上	5
	４０度以上５０度未満	3
	３０度以上４０度未満	1
斜面の高さ	３０m以上	5
	１０m以上３０m未満	3
	５m以上１０m未満	1
斜面の地表の状況	亀裂が発達開口している or 直径１m以上の転石が存在 or オーバーハングを有する	5
	斜面の横断形状に不規則な凹凸※1を有する	3
	斜面の横断形状に凹凸が無く、平坦な斜面※2である	
斜面の地盤の状況	傾斜３０度以上の不連続斜面が流れ盤構造をなす	5
	完全に風化し土壌化している又は未固結土砂（崩積土、段丘堆積物含む）である	4
	風化作用を受け、一部は粘土化又は割れ目が発達し粘土を挟在する	3
	岩質は非常に堅硬で全く風化していない又は、わずかに風化岩質が認められる	1
斜面からの湧水の有無	常時湧水がある又は降雨時に湧水がある	5
	斜面が常時ジメジメしている	3
	斜面は乾燥している	1

表参 2-6　【災害発生時の影響】評点一覧表

（災害時要援護者施設の評価）

項　　目	評価基準	評点
災害時要援護者施設の立地状況	土砂災害特別警戒区域内	１５
	土砂災害警戒区域内	5
災害時要援護者施設の種別	老人福祉施設、知的障害者施設、身体障害者施設、医療提供施設	2
	幼稚園、その他	1
災害時要援護者施設の運営時間	24 時間施設である	3
災害時要援護者施設の収容人員	50 人以上	5
	10～50 人未満	3
	10 人未満	1

（災害時要援護者施設以外の評価）

項　　目	評価基準	評点
保全人家戸数	20 戸以上	5
	10 戸～19 戸	3
	5 戸～9 戸	1
避難所（警戒区域内）	代替施設の無い避難所	１０
	代替施設が有る避難所	5
避難路（警戒区域内）	有り	5
重要公共施設等（主要道路、鉄道、官公署、学校等）	２施設以上	5
	１施設	3

※災害時要援護者施設を含む危険箇所は、双方の評価を加算するものとする。

「緊急交通路」や「緊急輸送道路」を追加

4（高）　1（低）

4	２０点以上
3	１７～１９点
2	１４～１６点
1	１３点以下

※但し、災害が発生すればランク４とする。

※1、2　横断形状のイメージ

図参 2-5　災害発生の危険度区分

5（高）　1（低）

5	２０点以上
4	１５～１９点
3	１０～１４点
2	５～９点
1	５点未満

図参 2-6　災害発生時の影響区分

防ぐ施策

土砂・洪水氾濫対策の検討

土砂・洪水氾濫対策について

- 記録的な降雨に伴い表層崩壊が多発し、特に土砂・洪水氾濫については、過去から度々大きな被害をもたらしてきたが、近年は頻発化の傾向にある。

近年頻発化する土砂・洪水氾濫における課題

○ 土砂・洪水氾濫は、山地で多量に発生した土砂により扇状地や谷底平野等の緩やかな勾配の開けた市街地で土砂と泥水が氾濫する現象で、その被害は土石流等と比較し広範囲におよぶ。
○ 土砂・洪水氾濫は、これまで度々大きな被害をもたらしてきたが、近年頻発化の傾向にある。

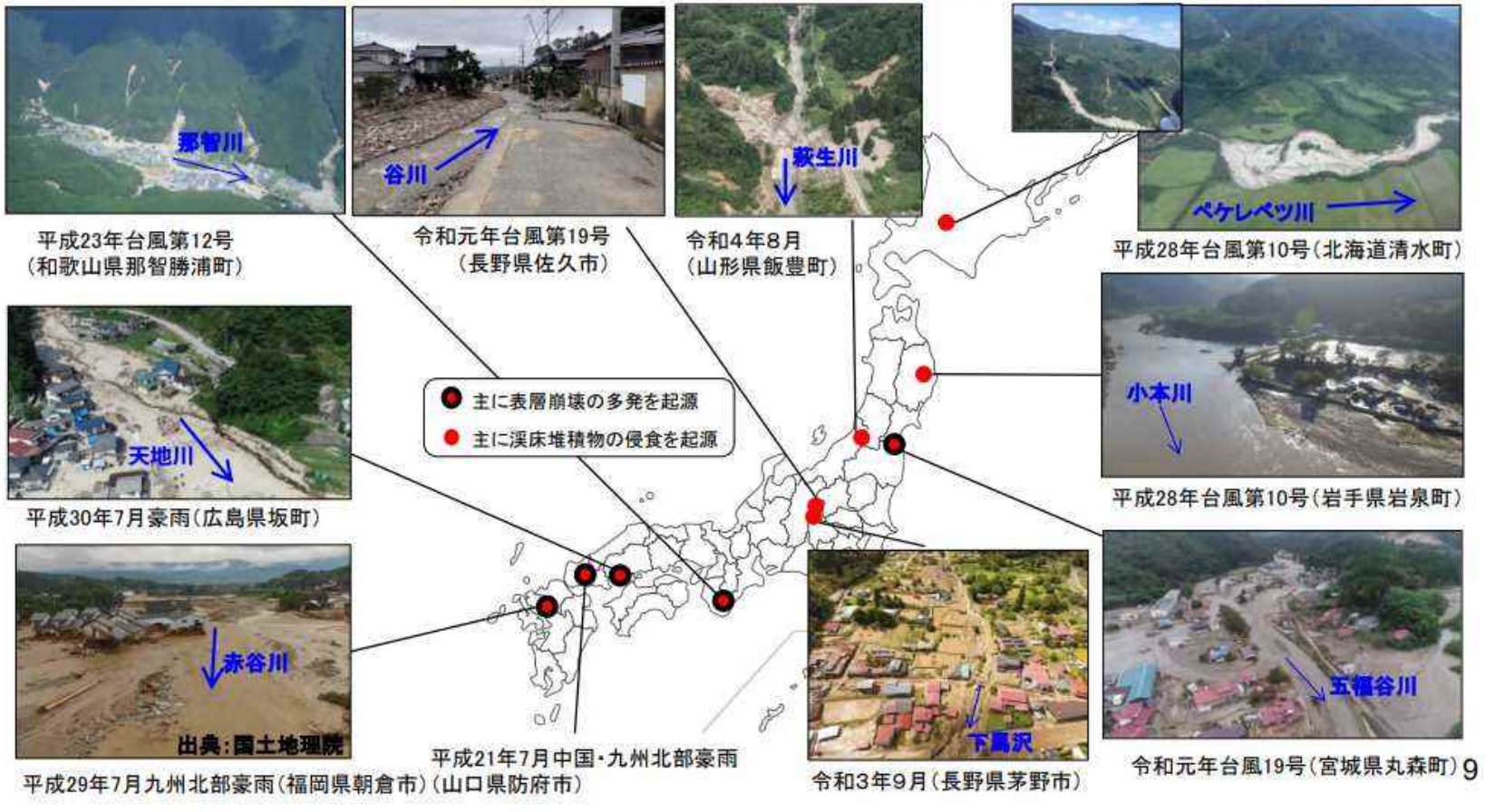

平成23年台風第12号（和歌山県那智勝浦町）
令和元年台風第19号（長野県佐久市）
令和4年8月（山形県飯豊町）
平成28年台風第10号（北海道清水町）
平成30年7月豪雨（広島県坂町）
平成28年台風第10号（岩手県岩泉町）
平成29年7月九州北部豪雨（福岡県朝倉市）（山口県防府市）
平成21年7月中国・九州北部豪雨
令和3年9月（長野県茅野市）
令和元年台風19号（宮城県丸森町）

出展：（国土交通省HP）気候変動を踏まえた砂防技術検討会（第８回）

土砂・洪水氾濫対策について

- 国の気候変動を踏まえた砂防技術検討会での検討を踏まえ、令和４年３月に「土砂・洪水氾濫により大きな被害の恐れのある流域の調査要領（案）（試行版）」が国から示され、大阪府においても、対象となる流域の抽出業務に着手し、令和５年度末に抽出が完了。

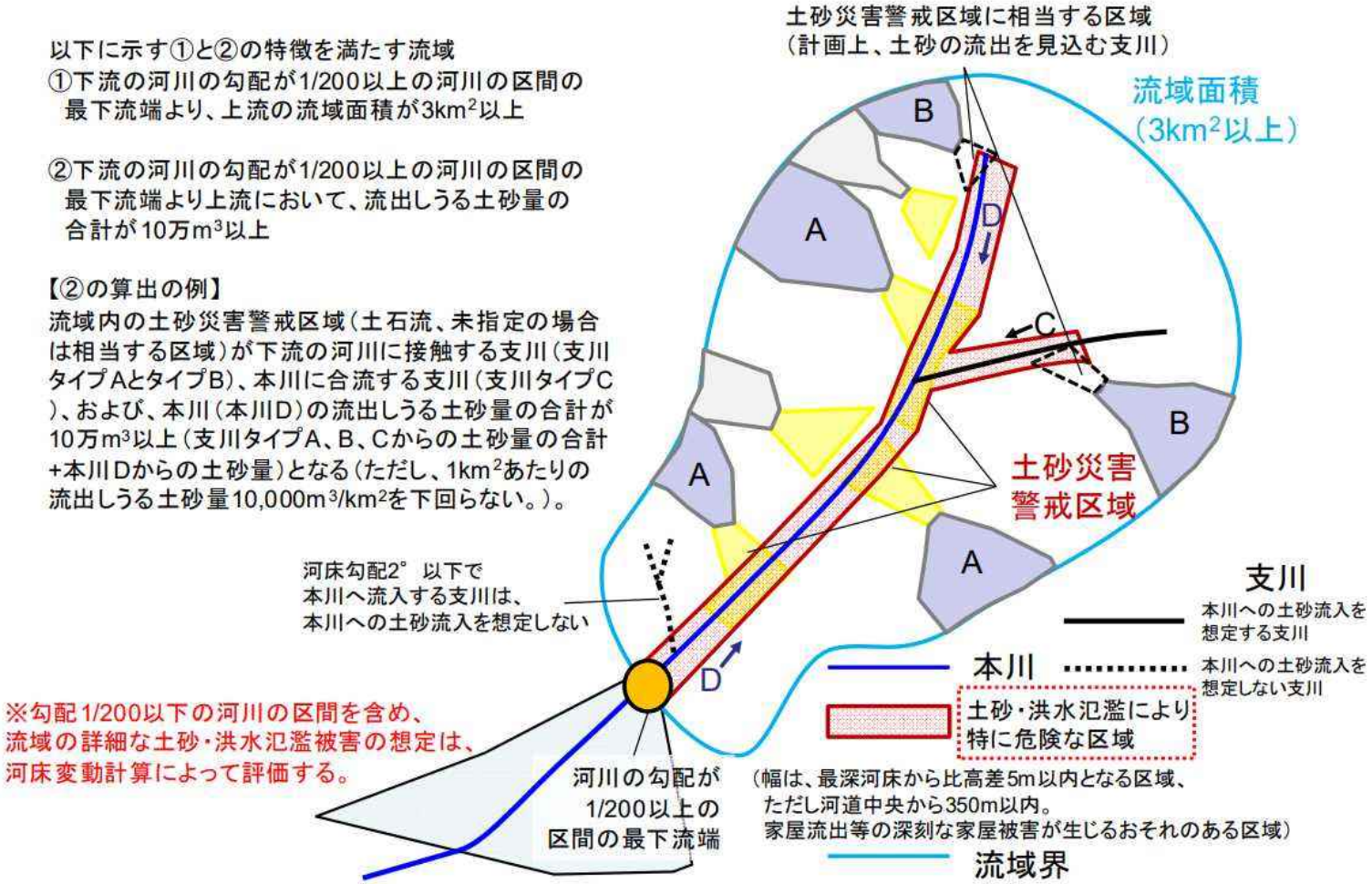

図－４　流域の特徴に関する調査の概念図

出典：土砂・洪水氾濫により大きな被害の恐れのある流域の調査要領（案）（試行版）

土砂・洪水氾濫対策について

- 大阪府では発生ポテンシャル調査、被害ポテンシャル調査に基づき、大きな被害のあるおそれのある流域として45流域が抽出された。

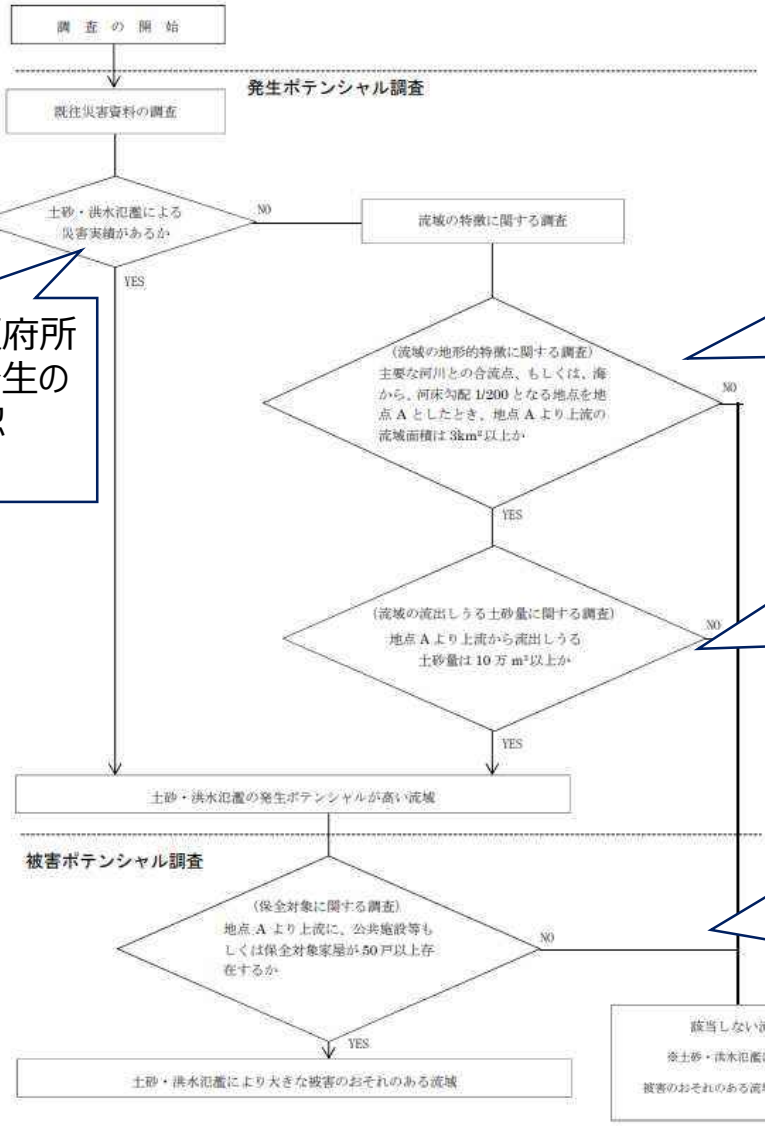

図－2　調査実施フローチャート

市町村史や大阪府所有の土砂災害発生の記録をもとに確認
0流域

（流域の地形的特徴に関する調査）
①河床勾配1/200となる地点Aより上流の流域面積が3km2以上となる流域
80流域

（流域の流出しうる土砂量に関する調査）
②地点Aより上流の流域から流出しうる土砂は10万m3以上かつ1万m3/km2以上となる流域
46流域

（保全対象に関する調査）
③地点Aより上流に公共施設等もしくは保全対象家屋が50戸以上存在する流域
45流域
※流域の大半が他府県の3流域を含む

出典：土砂・洪水氾濫により大きな被害の恐れのある流域の調査要領（案）（試行版）

土砂･洪水氾濫対策について　～流域の地形的特徴に関する調査～

- 流域の地形的特徴に関する調査では、0.5mメッシュDEMデータを基本に国土地理院基盤地図情報5mメッシュデータを用いて、集水面積が3km2以上となる流域及び勾配が1/200となる地点を抽出し、80流域が抽出された。

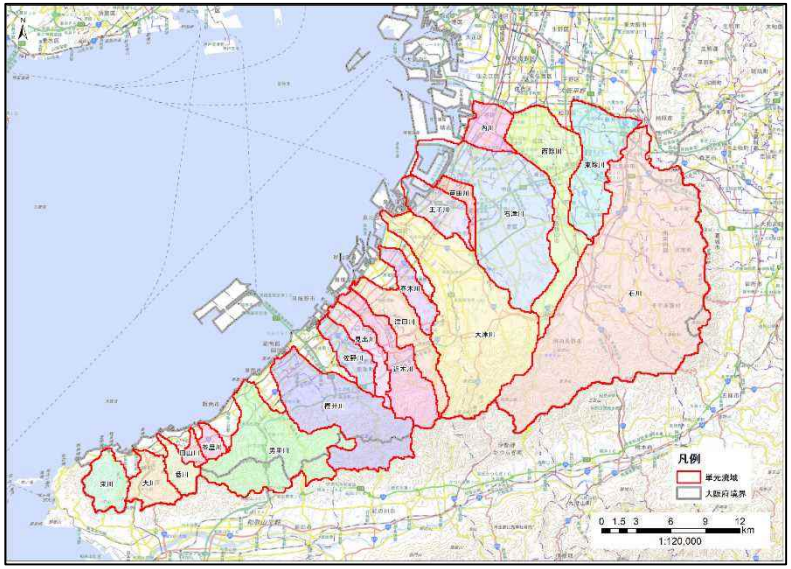

国土数値情報の流域メッシュデータをもとに流域を設定

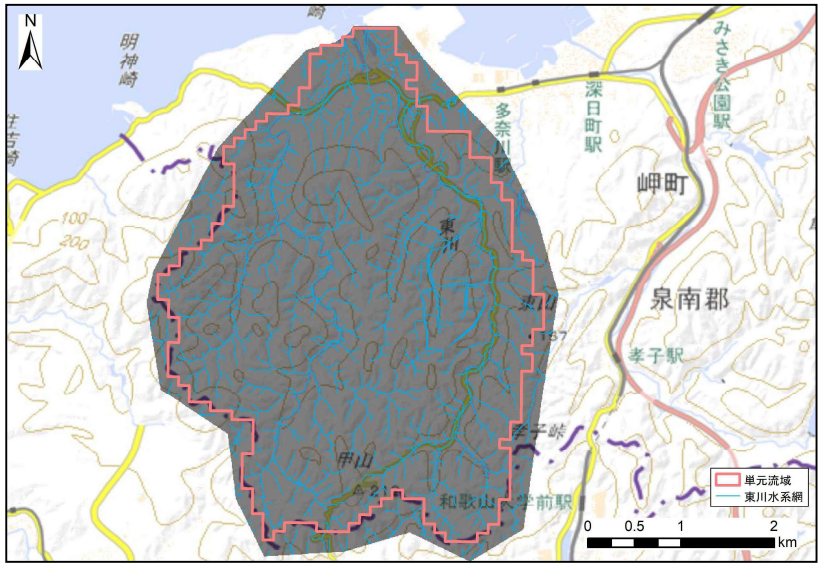

水系網図を作成

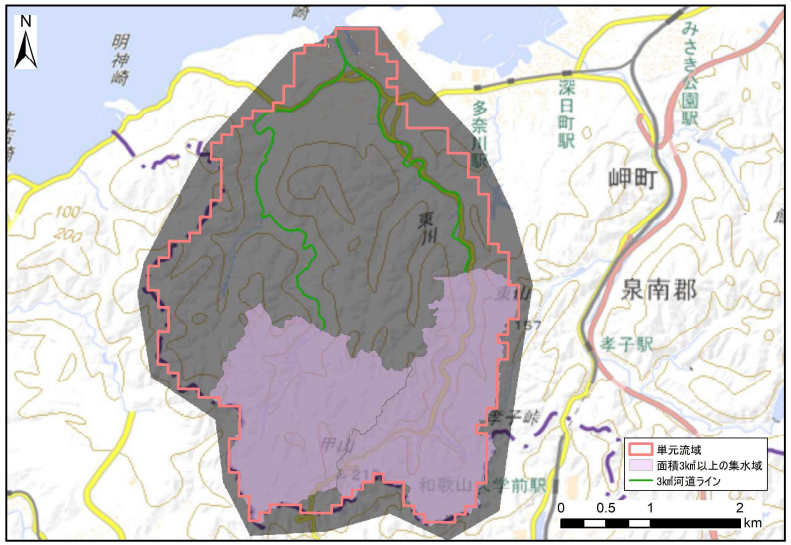

集水面積３km2以上となる点と河川ラインを設定

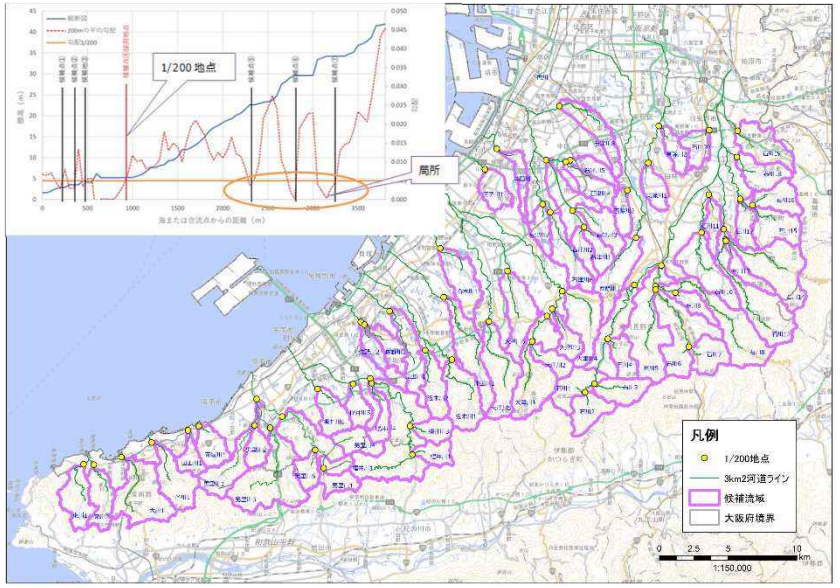

勾配1/200となる最下流端を設定

土砂・洪水氾濫対策について　～流域の流出しうる土砂量に関する調査～

- 地形的特徴に関する調査で抽出された80流域において、流域の流出しうる土砂量に関する調査を行った。移動可能土砂量が10万m3かつ1km2あたりの移動可能土砂量が1万m3を超える流域を抽出し、46流域が抽出された。

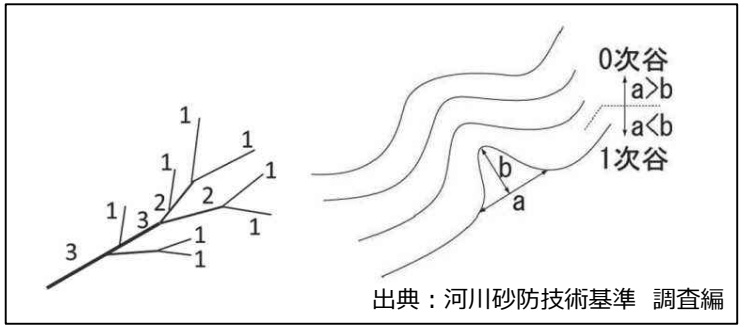

出典：河川砂防技術基準　調査編

谷次数の区分及び１次谷の判定基準により流域内の谷次数区分図を作成

参考表 4-4-1　大阪府における侵食可能土砂量の平均値

谷次数	幅 (m)	深さ (m)	断面積 (㎡)	断面数 (幅/厚さ)
0次谷	5.9	0.9	5.4	958/950
1次谷	5.5	0.9	5.0	1042/1037
2次谷	6.3	1.0	6.2	392/392
3次谷	6.2	1.0	6.3	94/94
4次谷	6.1	1.1	6.8	12/12
5次谷	7.5	0.5	3.8	1/1
全次数	5.8	0.9	5.4	2499/2486

大阪府における浸食可能土砂量の平均値により谷次数ごとの土砂量を算出

東川1

谷次数	流路長 (m)	単位土砂量 (m^3)	土砂量 (m^3)	比土砂量 (m^3/km^2)
0次谷				
1次谷	22,363	5	111,813	
2次谷	14,386	6.2	89,190	
3次谷	8,116	6.3	51,130	
4次谷	6,308	6.8	42,895	
流域面積 (m^2)	6.38		295,028	46,243

移動可能土砂量及び比移動可能土砂量の算定

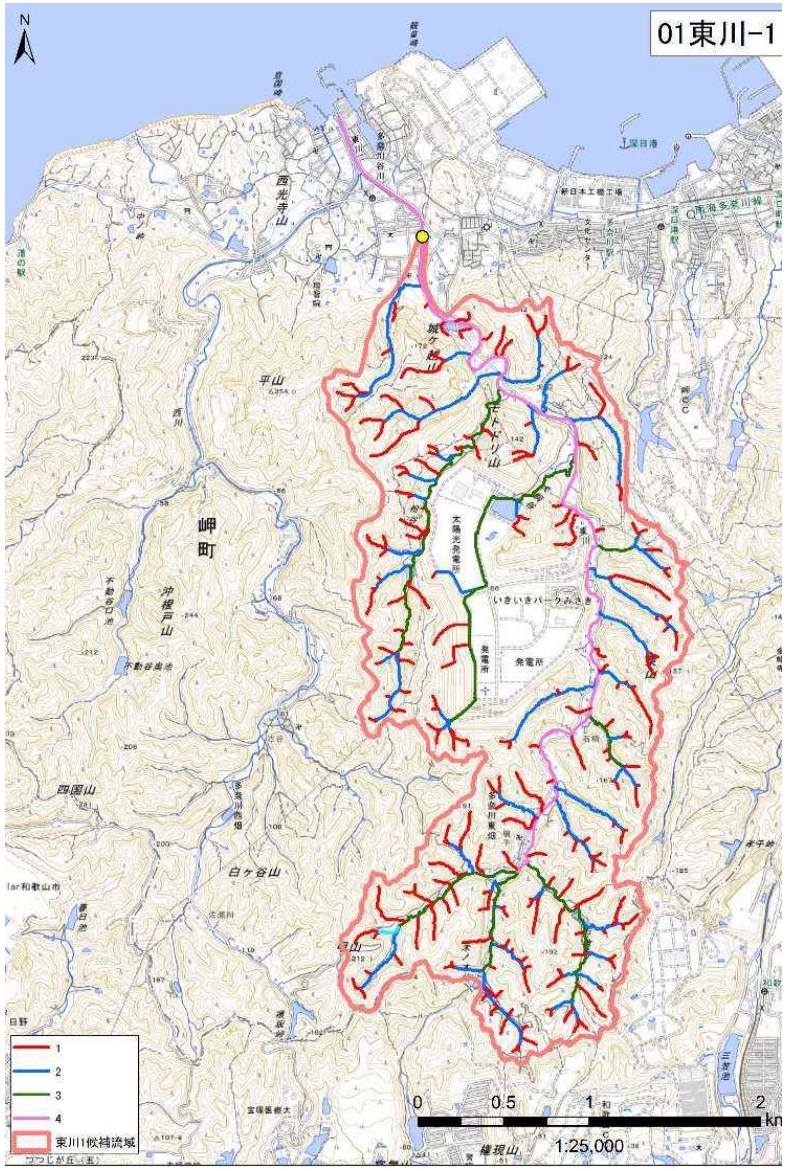

谷次数の区分図

土砂･洪水氾濫対策について　～保全対象に関する調査～

- 流出しうる土砂量に関する調査で抽出された46流域において、保全対象（公共施設等および保全対象家屋）に関する調査行った。公共施設等が存在する、または保全対象家屋が50戸以上となる流域を抽出し、45流域が抽出された。

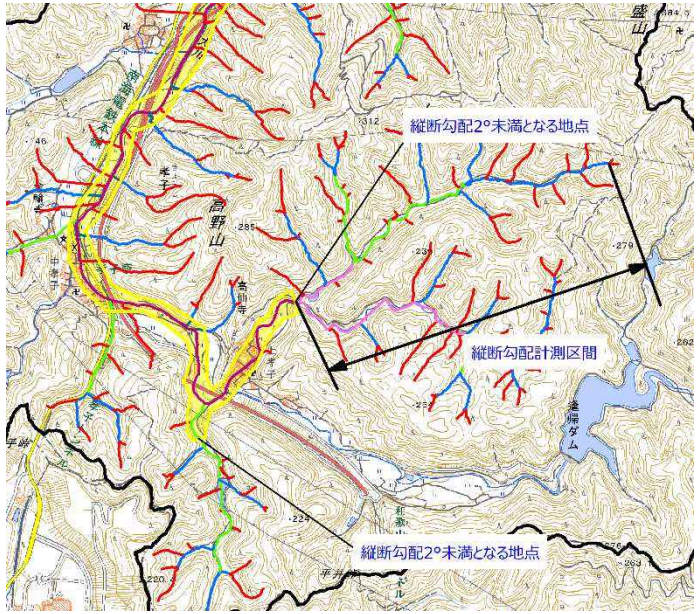

河床勾配 1/200 地点より掃流区間と土石流区間の境界である河床勾配２°（1/30程度）地点までの保全対象を調査。

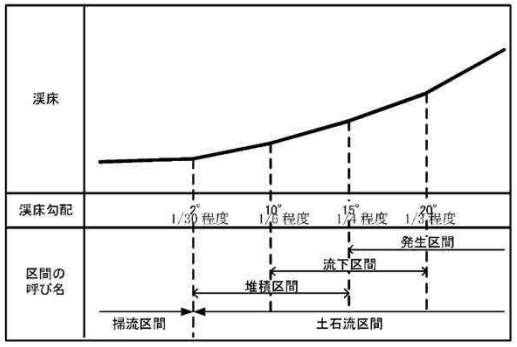

出典：国総研資料第 904 号 砂防基本計画策定指針（土石流･流木対策編）

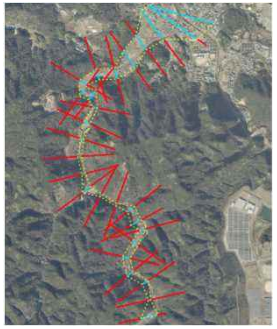

保全対象の調査範囲
　最深河床から比高差 5 m 以内かつ河道中央から 350 m 以内

　延長50mごとに、横断方向に0.5m間隔で横断図を作成し、保全対象の調査エリアを設定

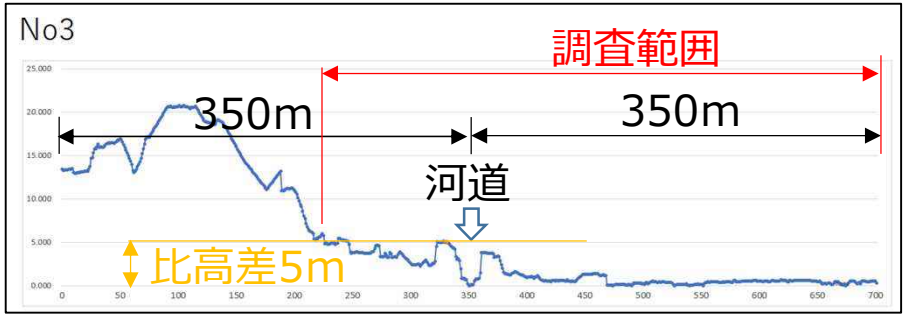

公共的建物の種類	
警察・派出所	有料老人ホーム
消防署	身体障害者更生援護施設
都道府県庁、市区町村役場	知的障害者援護施設
郵便局等の官公庁	精神障害者社会復帰施設
学校（大学、専修学校、各種学校を除く）	保護施設（医療保護施設、宿所提供施設を除く）
公民館	児童福祉施設（児童自立支援施設を除く）
事業所	母子福祉施設
宿泊所	母子健康
駅	その他これらに類する施設
発電所、変電所	学校（災害時要援護者関連）
浄水場	医療施設
老人福祉施設（老人介護支援センターを除く）	その他

　公共的建物は、土砂災害防止法に基づく基礎調査時に抽出する左の表の施設を対象とし、家屋については、国土数値情報のデータと住宅地図を併用し、調査した。

土砂･洪水氾濫対策について　～モデル流域の選定～

・今後、大阪府としてどのように土砂・洪水氾濫対策を進めていくのか検討するため、抽出された45流域から、モデル流域を２流域選定した。

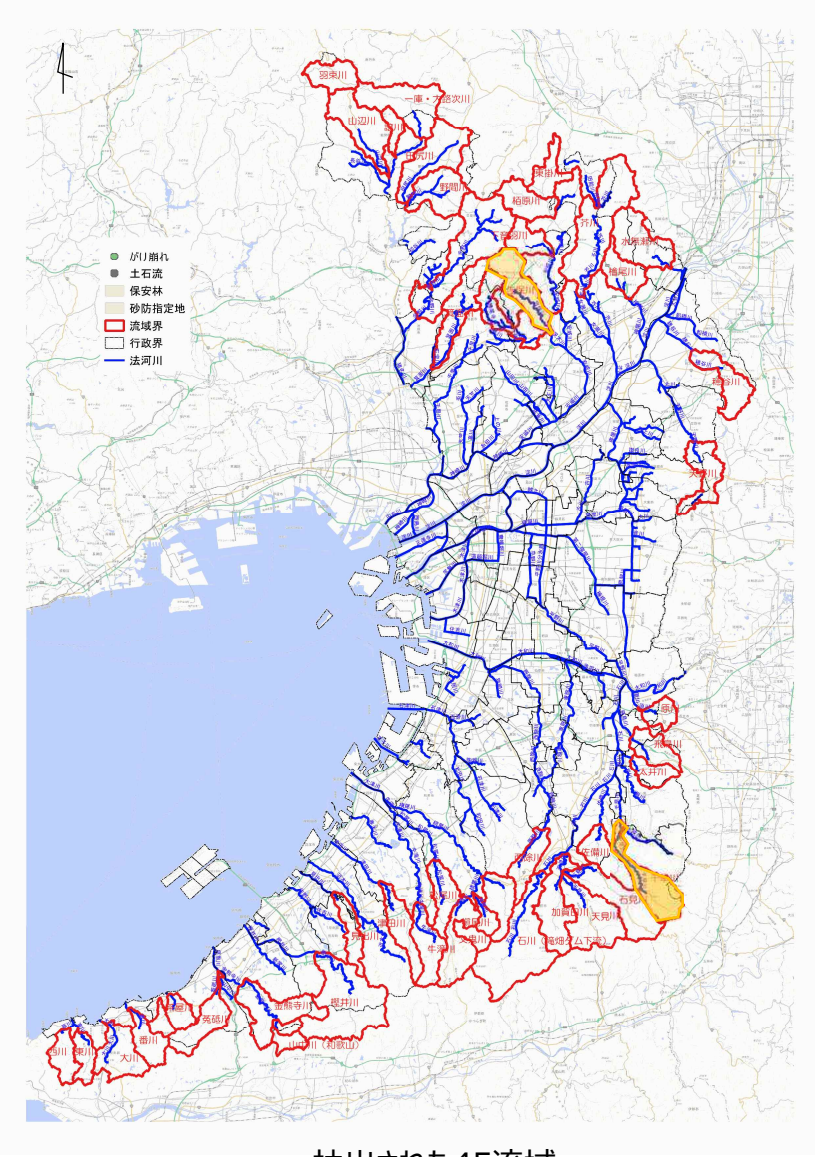

抽出された45流域

■モデル流域の選定手順

前提条件

①移動可能土砂量について　＜危険度＞

移動可能土砂量が多いほど、リスクが高いことから、1km2あたりの移動可能土砂量が多い流域（上位20%以上）から選定する。

※流域の大半が他府県の3流域を除く

選定条件

②保全対象の多い流域　＜影響度＞

流域面積当たりの保全対象の最も多い流域から、１流域を選定する。

➢**淀川水系　佐保川**

前回の委員意見
土砂災害の大きな特徴として、豪雨かつ空間的に大きな変化をする要因に支配されている。災害が起こりうる場所は限られていて具体的に絞り込めるのではないか。

③過去の災害数、砂防堰堤の整備数

過去の土石流発生件数が多い流域及び流域面積当たりの砂防堰堤の整備が少ない流域から１流域を選定する。

➢土石流発生件数が多い流域：5件（２流域）
：大津川水系　牛滝川、大和川水系　千早川

➢上記２流域のうち、砂防堰堤の整備が少ない流域
：**大和川水系　千早川**

大阪府における流域治水砂防の検討（案）

※令和５年度　第１回大阪府土砂災害対策審議会　資料より再掲

- 土砂・洪水氾濫の発生のおそれのある流域を抽出するとともに、「逃げる」「凌ぐ」「防ぐ」施策を組合わせた、大阪府における流域治水砂防を検討していく。

（参考）土砂洪水氾濫が発生する可能性のある流域
流域面積：3㎢以上
生産土砂量：10万㎥以上（1万㎥/㎢以上）
被害想定：公共施設等もしくは人家50戸以上

・土砂・洪水氾濫対策の推進
治山事業と連携した砂防・治山堰堤の整備。

・まちづくり連携砂防の推進
居住誘導区域内の土砂災害対策について重点化

・リスクの開示
土砂・洪水氾濫によるリスクを開示

・流域治水砂防の推進
下流や地先の取組を踏まえた施設整備の重点化

・移転施策の推進
居住誘導区域外から内への移転に関し、さらなる優遇措置

・警戒避難体制の整備
「避難スイッチ」の設定や防災学習による避難行動意識の向上、CLの見直しによる土砂災害警戒情報の発表精度の向上

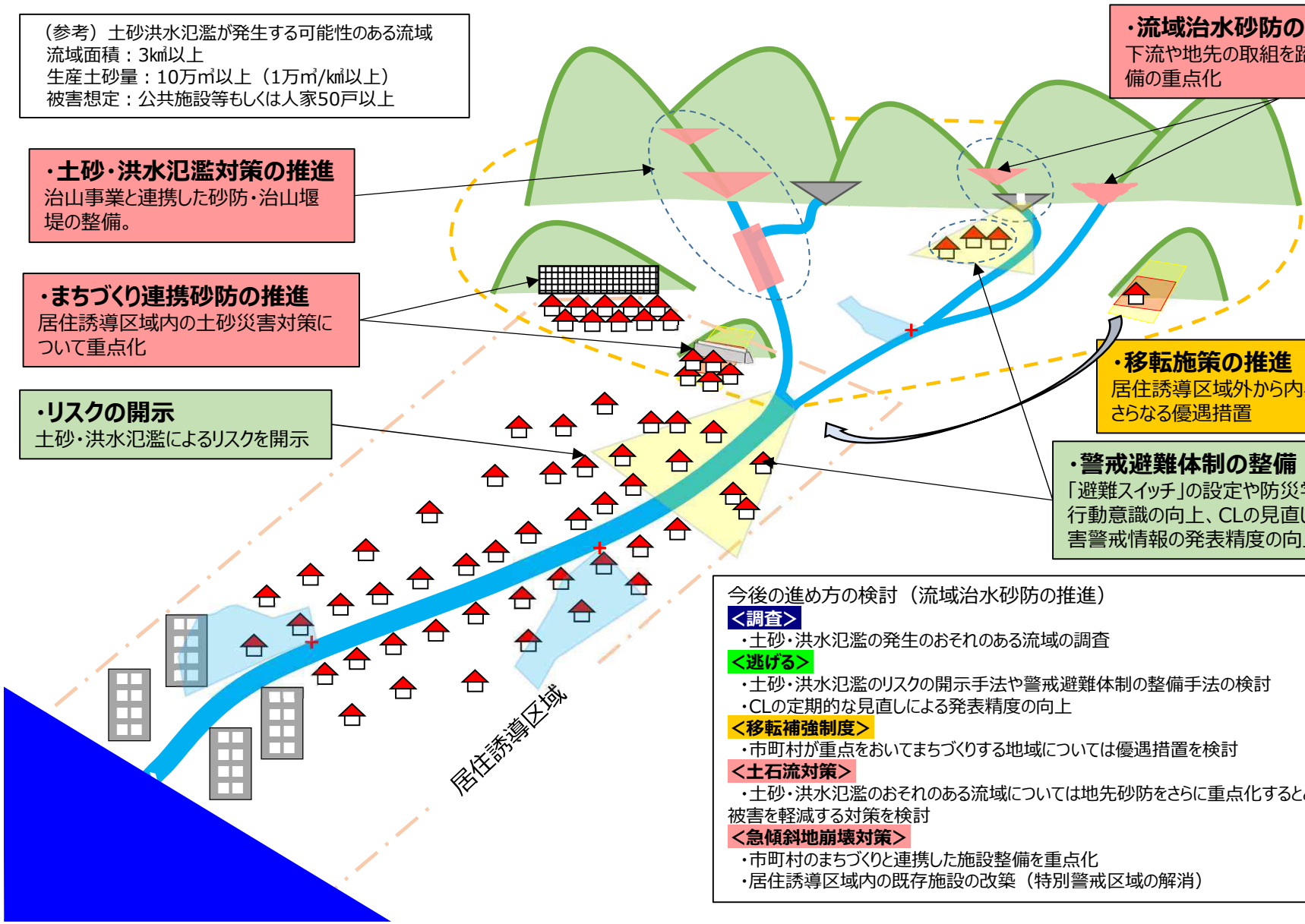

今後の進め方の検討（流域治水砂防の推進）

<調査>
・土砂・洪水氾濫の発生のおそれのある流域の調査

<逃げる>
・土砂・洪水氾濫のリスクの開示手法や警戒避難体制の整備手法の検討
・CLの定期的な見直しによる発表精度の向上

<移転補強制度>
・市町村が重点をおいてまちづくりする地域については優遇措置を検討

<土石流対策>
・土砂・洪水氾濫のおそれのある流域については地先砂防をさらに重点化するとともに下流域の被害を軽減する対策を検討

<急傾斜地崩壊対策>
・市町村のまちづくりと連携した施設整備を重点化
・居住誘導区域内の既存施設の改築（特別警戒区域の解消）

土砂・洪水氾濫対策の進め方

・モデル流域において、流域治水砂防の考え方を踏まえ、砂防、森林、河川部局等が連携し、土砂・洪水氾濫対策を検討していく。

■モデル流域における検討手順（案）

砂防部局、森林部局、河川部局等が連携し、土砂・洪水氾濫に関する理解を深め、対策について検討

・データの収集
施設データ：砂防関係施設、治山施設、調節池など
区域データ：土砂災害警戒区域等、砂防指定地、保安林、森林区域など

前回の委員意見
流木対策について、上流の施業との連携は。

↓

・施設効果の確認及び対象とする土砂量の設定　＜従前の土砂処理計画による＞
砂防関係施設、治山施設などの効果量を確認し、対応が必要な土砂量を設定

↓

・対策イメージ案の作成
各部局で実現性のある対策を検討し、対策効果を確認

今年度検討

・土砂・洪水氾濫対策計画の検討　＜新たな土砂処理計画による＞
生産土砂量の調査、流出解析、河床変動計算、氾濫解析により土砂処理計画を検討
対策イメージ案をベースに、各部局が連携し、施設配置計画を検討

次年度以降検討

↓

・土砂・洪水氾濫対策の実施
施設配置計画に基づき、各部局が連携して整備を実施

↓

・他流域への展開
モデル流域や全国の知見を踏まえ、他流域への展開を検討

「防ぐ施策」の今後の進め方（案）

- 「災害発生の危険度」「災害発生時の影響」のそれぞれの評価結果をもとに優先順位をつけて、最優先であるAランク箇所から施設整備を進めてきた。残るAランク箇所の整理を行うとともに、近年の災害等を踏まえ、評価手法の見直しを検討。
- まちづくりと連携した土砂災害対策について、重点化評価への反映を検討。
- 近年、全国で大規模な被害が発生している土砂・洪水氾濫対策について、モデル流域を選定し、流域治水砂防の考え方を踏まえ、関係部局と連携して対策案を検討。

取　組		施　策	課題等	今後の進め方（案）
防ぐ	土石流対策	「災害発生の危険度」「災害発生時の影響」の評価をもとに施設整備を実施	・社会情勢に即した優先順位の考え方	**・【土石流対策】 Aランク箇所の整備を着実に進めるとともにBランク箇所についても整備に着手 ・【急傾斜地崩壊対策】 Aランク箇所の事業要件を満たした箇所の整備を推進 ・被災すると救助等に影響を及ぼす緊急交通路などを考慮し、整備を推進**
	急傾斜地崩壊対策			
	まちづくりと連携した土砂災害対策	土砂災害警戒区域等の居住誘導区域からの除外	・居住誘導区域内に点在する土砂災害警戒区域等による、まちづくりへの弊害	**・まちづくりと連携した土砂災害対策の重点化を行い、整備を推進**
	土砂・洪水氾濫対策	土砂・洪水氾濫対策の検討	・土砂・洪水氾濫対策の実施方針	**・モデル流域において、関係部局と連携した対策案の検討を行い、流域治水砂防を推進**